

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会のご案内

～厚生労働省委託事業～

日時・会場

日時 平成 28 年 11 月 21 日（月） 14:00～17:00

会場 福岡メディカルセンター 5階 研修室1

住所 福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9-30

参加費無料

対象者 事業場の経営者・人事・労務・安全衛生対象者など

■ 講師

福岡労働局健康課担当者

日本労働安全衛生コンサルタント会専任講師

■ アクセス

・ JR 博多駅徒歩 20 分 ・ 西鉄バス
博多駅 B～駅南 2 丁目

・ 都市高速
北九州方面から「博多駅東ランプ」
筑後方面から「半道橋ランプ」
* 地下駐車場有（有料）駐車台数に限りあり

申込・問合せ先

参加要領：以下のメールアドレスに事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号、担当者名を記載してお送りください。ファックスでも結構です。添付資料（申込書）をご活用ください。

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 福岡支部

申込期限 11 月 14 日

E-Mail : anei-consultant@mbox.med.uoeh-u.ac.jp

fax : 093-603-2155

主催（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

共催 独立行政法人 労働健康福祉機構 福岡産業保健総合支援センター

労働安全衛生法が改正され、職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました。

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成 26 年法第 82 号）が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。厚生労働省では受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともにその進め方を提案するための「説明会」を開催することとしましたので、ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます

- ① 受動喫煙による健康への有害性
- ② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備
- ③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
- ④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
（厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）についても紹介します。

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込書

ファックス番号 093 - 603 - 2155

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会福岡支部

平成 28 年 11 月 21 日の説明会に出席します。

事業所名	
事業所所在地	
出席者名	
連絡先電話番号	